

農林漁業に従事することを不可能にさせる故障について

- 生産緑地の買取申出の理由が、農林漁業の主たる従事者の故障による場合は、添付書類として医師の診断書（発行日より3ヶ月以内）が必要となります。
- 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障とは、以下に記載したものになります。
- 医師の診断書には、

「今後継続的に営農することが不可能である」

旨を明記してください。※「～と考えられる、思われる」のような言葉は付けず、「～が不可能である」と断言してください。

- なお、診断書の内容について、市から医師へ確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 医師に確認をおこなった結果、故障と認められなかった場合は、買取申出が無効になる可能性がありますので、ご了承ください。
- 申出者が認知症の場合は、成年後見人の方を選任し成年後見人を代理人として申請してください。（認知症の方が単独で申請する場合は受付できません。）

生産緑地法施行規則 第五条

法第十条第二項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

一 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

- イ 両眼の失明
- ロ 精神の著しい障害
- ハ 神経系統の機能の著しい障害
- ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
- ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害

二 一年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの